

## 議 事 の 大 要

- 委員長 定刻となりましたので、只今より令和5年第3回東久留米市選挙管理委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、議案第5号「令和5年3月1日定時登録における永久選挙人名簿の登録及び抹消について」、議案第6号「令和5年3月1日現在における在外選挙人名簿の抹消について」、議案第7号「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」、議案第8号「東久留米市選挙管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について」及び「その他」でございます。
- 委員長 初めに日程1. 議案第5号「令和5年3月1日定時登録における永久選挙人名簿の登録及び抹消について」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第5号についてご説明いたします。  
選挙人名簿登録者数（前回）は男 46,863 名 女 50,418 名 計 97,281 名、登録者数は男 554 名 女 588 名 計 1,142 名、抹消者数（減）は男 202 名 女 181 名 計 383 名であり、令和5年3月1日現在における選挙人名簿登録者数は男 47,215 名 女 50,825 名 計 98,040 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第19条による登録をするため、及び同法第28条に該当するものを抹消するためでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。
- 委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第5号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 全員承認
- 委員長 次に日程2. 議案第6号「令和5年3月1日現在における在外選挙人名簿の抹消について」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 続きまして議案第6号について説明いたします。  
在外選挙人名簿登録者数（前回まで）は、男 47 名 女 80 名 計 127 名、今回登録者数は、男 0 名 女 0 名 計 0 名、抹消者数は、男 2 名 女 0 名 計 2 名であり、令和5年3月1日現在における在外選挙人名簿登録者数は、男 45 名 女 80 名 計 125 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第30条の11の規定による在外選挙人名簿からの抹消を行うためでございます。ご審議の

ほど、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第6号を原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

委員長 次に日程3. 議案第7号「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」であります。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号についてご説明いたします。

選挙において、船便等の交通が悪い離島などから不在者投票を希望する選挙人がいた場合に、告示日以降にその選挙人へ向けて投票用紙を送付したのでは投票に間に合わないときは、公職選挙法施行令第53条第1項によって、「告示日前の請求に対して郵送で交付する場合は、告示日以前において区市町村選挙管理委員会が定めた日以降に発送する」ことができる旨を規定しております。

現在のところ、離島からの選挙人の方の不在者投票の申請があったわけではないのですが、いつ申請があってもすぐに対応できるようにし、投票の権利を確保するために、令和5年4月23日執行の東久留米市議会議員選挙においても、公職選挙法施行令第53条第1項の規定を適用し、東久留米市選挙管理委員会が定める日を「令和5年3月1日」にすることを議題として提案します。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第6号を原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

委員長 次に日程4. 議案第8号「東久留米市選挙管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について」であります。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第8号についてご説明いたします。

令和3年において、個人情報保護法など3本の法律を1本の法律に統合し、統合後の法律において個人情報の基準の全国的な統一が図られました。その流れで、東久留米市における個人情報保護の条例が新しくなったことから、選挙管理委員会においても東久留米市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する法律等施行規程

を定め、令和5年4月1日から施行することを提案させていただきます。それまでの東久留米市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程は廃止となります。新しい規程になったことによる内容の変更は特にございません。

委員長 説明が終わりました。只今の説明についてご意見はございませんか。

委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第7号を原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

委員長 では日程5.「その他」に移りたいと思います。事務局からよろしくをお願いします。

事務局

- ・「東久留米市障害者活躍推進計画」の内容について説明。
- ・市議選における期日前投票の立会人名簿の差替え。
- ・3月3日（金）に都立東久留米特別支援学校で行われる啓発授業及び模擬投票について説明。

委員長 その他何かありますでしょうか。

各委員 ございません。

委員長 無いようなので、閉会といたします。ありがとうございました。